

令和5年12月15日、志賀町役場議場において本会議を再開した。

(午後2時00分 開議)

(出席議員11名)

1番	梢	正美
2番	表谷	茂浩
3番	中谷	松助
4番	福田	晃悦
5番	南	正紀
6番	寺井	強
7番	堂下	健一
9番	越後	敏明
10番	富澤	軒康
11番	櫻井	俊一
12番	林	一夫

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町長職務代理者副町長	庄田	義則
教 育 長	間嶋	正剛
総務課長兼デジタル情報課長	山下	光雄
富来支所長	吉村	満
企画財政課長	村井	直
税 務 課 長	中田	龍一
住 民 課 長	池端	久幸
子育て支援課長	東山	和憲
健康福祉課長	宮下	隆
環境安全課長	上滝	達哉
商工観光課長	福田	秀勝
農林水産課長	大谷	清樹
まち整備課長	山内	勉
富来病院事務長	笠原	雅徳
会計管理者(会計課長)	平野	雅巳

学校教育課長 藤 井 専

生涯学習課長 大 島 信 雄

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長 向 井 徹

議会事務局参事 飯 田 一 也

議会事務局次長 坂 上 大 輔

(議事日程)

日 程 第 1 諸般の報告

日 程 第 2 町長職務代理者副町長提出 承認第12号及び第13号並びに議案第48号ないし第59号 (委員長報告、質疑、討論、採決)

日 程 第 3 議員提出 発議第4号 (趣旨説明、質疑、討論、採決)

日 程 第 4 議員の派遣について

日 程 第 5 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

(開 議)

福田晃悦議長 ただ今の出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 諸般の報告

福田晃悦議長 日程に入り、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告を終わります。

日程第2 町長職務代理者副町長提出 承認第12号及び第13号並びに議案第48号ないし第59号 (委員長報告、質疑、討論、採決)

福田晃悦議長 次に、町長職務代理者副町長から提出のありました承認第12号及び第13号並びに議案第48号ないし第59号を一括して議題とします。

以上の各件の委員会における審査の経過及び結果について、委員長の報告を求めます。

福田晃悦議長 総務産業建設常任委員会委員長 寺井強君。

寺井強総務産業建設常任委員会委員長 はい、議長。

総務産業建設常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会において、本委員会に付託された議案4件について、12月14日に委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査しましたので、その経過及び結果についてご報告を申し上げます。

初めに、議案第54号 志賀町議会議員等の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第56号 志賀町一般職の職員の給与に関する条例及び志賀町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、「人事院勧告に準じて改正を行うもの」との説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第59号 志賀町過疎地域持続的発展計画の一部変更については、「本計画に搭載の事業については、過疎対策事業債を活用することができることから、今年度整備を進めているアーバンスポーツ施設整備事業を追加するもの」との説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

委員からは、アーバンスポーツの普及について質問があり、担当課から詳細な説明を受けております。

以上、総務産業建設常任委員会委員長報告といたします。

福田晃悦議長 教育民生常任委員会委員長 南正紀君。

南正紀教育民生常任委員会委員長 議長。

教育民生常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会におきまして、本委員会に付託された議案2件について、12月14日に委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査しましたので、その経過及び結果についてご報告申し上げます。

初めに、議案第57号 志賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、「国民健康保険法の一部改正に伴い、引用されている条項にずれが生じたため、所要の改正を行うもの」との説明を受け、採決した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第58号 志賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の

一部改正に伴い、こども・子育て支援の拡充策として、産前産後期間における国民健康保険税を免除する措置を創設するため、所要の改正を行うもの」との説明を受け、採決した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

委員からは、免除期間についての質問があり、担当課から詳細な説明を受けております。

以上、教育民生常任委員会委員長報告といたします。

福田晃悦議長 予算決算常任委員会委員長 富澤軒康君。

富澤軒康予算決算常任委員会委員長 はい、議長。

予算決算常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会において、予算決算常任委員会に付託された令和5年度一般会計の補正予算に係る専決処分の承認が2件、令和5年度各会計の補正予算にかかる議案6件の計8件について、12月13日に委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査しましたので、その経過及び結果についてご報告申し上げます。

本委員会につきましては、議長を除く全議員で構成された委員会でありますので、審査経過及び詳細については省略させていただきますが、審査においては、住民福祉の観点はもとより、事業費の適正な支出や行政効果等も含め、各事業の効率的執行など、全般にわたって検討を加え、審査したところであります。

その結果、議案第48号 令和5年度志賀町一般会計補正予算（第6号）については賛成多数、他の7件については、全会一致をもって可決又は承認すべきものと決した次第であります。

町執行部におかれましては、令和5年度予算の執行及び編成中の新年度予算には、本委員会の審査において出された意見や要望などを十分考慮され、事業の必要性、緊急性や費用対効果を十分検討し、住民福祉の向上に努めていただくとともに、行財政改革を不断に実行し、健全で計画的な行政運営を図られるよう要望いたしまして、予算決算常任委員会委員長報告といたします。

福田晃悦議長 委員長報告を終わります。

(質 疑)

福田晃悦議長 これより、委員長報告に対する質疑を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(討 論)

福田晃悦議長 これより、各件に対する討論に入ります。

志賀町議会の運営に関する基準第102条により、討論は一括して行うことを許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

中谷松助議員 はい。議長。

福田晃悦議長 3番 中谷松助君。

中谷松助議員 日本共産党の中谷松助です。

私は議案第48号 令和5年度志賀町一般会計補正予算（第6号）について、議案第54号 志賀町議会議員等の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第55号 志賀町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についておよび議案第59号 志賀町過疎地域持続的発展計画の一部変更についてについて、いずれも反対の立場から討論を行います。

まず議案第48号 令和5年度志賀町一般会計補正予算（第6号）についてであります。

この補正予算には、低所得世帯や75歳以上の高齢者に物価高騰対策支援給付金の給付や期間限定ではありますが、来年1月から3月までの小中学生の給食費の完全無償化、福祉サービス事業者への燃油代支援など非常に暖かい補正が含まれています。

ただ一方で、本町常勤の特別職、基本的には町長、副町長および教育長のボーナスアップ加算金が含まれています。

特別職の方々はもともと高額なうえ、今次事件のタイミングでのボーナスアップはありえないと思います。

次に議案第54号 志賀町議会議員等の報酬、期末手当および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第55号 志賀町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてですが、これは議員と常勤の特別職のボーナスアップということですが、今燃油代の高止まり、円安物価高の中、

年金や賃金が目減りをして、生活がたいへんな状況です。

ましてや今次事件のタイミングでのボーナスアップはあり得ないと思います。決して町民の皆様の理解は得られないと思います。

次に議案第59号 志賀町過疎地域持続的発展計画の一部変更についてであります。これは屋内スケートボード場を主体とするいわゆる都市型アーバンスポーツ施設の整備に取り組んでいくというものを加えるというものです。

私は安全で簡易なスケートボード練習場は必要だとしても、それを超える立派なものはないとの立場から、以上、議案第48号 令和5年度志賀町一般会計補正予算（第6号）について、議案第54号 志賀町議会議員等の議員報酬、期末手当および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第55号 志賀町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、および議案第59号 志賀町過疎地域持続的発展計画の一部変更についてにつきましては、いずれも反対とさせていただきます。

議員各位におかれましては、慎重なるご判断をいただきますようお願いを申し上げます。私の反対討論とさせていただきます。ありがとうございます。

福田晃悦議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（発言なし）

福田晃悦議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

（発言なし）

福田晃悦議長 討論を終結します。

（ 採 決 ）

福田晃悦議長 これより、採決します。

まず、町長職務代理者副町長提出 承認第12号 専決処分の承認について（令和5年度志賀町一般会計補正予算（第4号））及び承認第13号 専決処分の承認について（令和5年度志賀町一般会計補正予算（第5号））を、採決します。お諮りします。

以上の両件に対する委員長の報告は、原案承認であります。

両件は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし）

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、両件は、委員長報告のとおり、承認されました。

続いて、町長職務代理者副町長提出 議案第 48 号 令和 5 年度志賀町一般会計補正予算（第 6 号）についてを、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立 9 名）

福田晃悦議長 起立多数。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長職務代理者副町長提出 議案第 49 号 令和 5 年度志賀町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について、ないし議案第 51 号 令和 5 年度志賀町立診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを、一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし）

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、各案は、委員長報告のとおりに可決されました。

続いて、町長職務代理者副町長提出 議案第 52 号 令和 5 年度志賀町水道事業会計補正予算（第 2 号）について及び議案第 53 号 令和 5 年度志賀町下水道事業会計補正予算（第 1 号）についてを、一括して採決します。

お諮りします。

以上の両案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

両案は、委員長報告のとおりに決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし）

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、両案は、委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長職務代理者副町長提出 議案第 54 号 志賀町議会議員等の議員

報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立8名)

福田晃悦議長 起立多数。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長職務代理者副町長提出 議案第 55 号 志賀町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立8名)

福田晃悦議長 起立多数。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長職務代理者副町長提出 議案第 56 号 志賀町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び志賀町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを、採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長職務代理者副町長提出 議案第 57 号 志賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例について及び議案第 58 号 志賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを、一括して採決します。

お諮りします。

両案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

両案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、両案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長職務代理者副町長提出 議案第 59 号 志賀町過疎地域持続的発展計画の一部変更についてを、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 9 名)

福田晃悦議長 起立多数。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

日程第 2 発議第 4 号 (趣旨説明・質疑・討論・採決)

福田晃悦議長 次に、本日、南正紀君ほか 2 名から提出のありました発議第 4 号 学校給食の無償化制度の構築を求める意見書についてを、議題とします。

福田晃悦議長 提出者から、説明を求めます。

5 番 南正紀君。

南正紀議員 議長。

5 番 南正紀です。

発議第 4 号 学校給食の無償化制度の構築を求める意見書の提出にあたり、趣旨説明をさせていただきます。

義務教育諸学校では、学校給食法第 2 条に定める学校給食の目標の達成に向け、生きた教材である給食を通じた食育が行われてきております。その意義は大きく、教科学習とともに、学校教育の大きな柱の一つともなっております。

現在、食料品などの物価高騰の影響により、経済的に苦しい状況にある保護者も多く、今こそ無償化が切に求められる状況ではありますが、財政余力が乏しく、無償化の実施が困難な自治体も多いため、全国全ての学校で無償化を実現するためには、国の関与が必須であります。

よって、国におかれましては、学校給食の無償化を実現するため、主体となっ

て必要な制度を構築するよう強く要望するものであります。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、志賀町議会から国に対して本意見書を提出するように求めるものであります。

議員各位におかれましては、町民生活を支えるうえで重要な要望案件とのご理解のもと、提案趣旨をご理解され、ご賛同いただきますようお願いを申し上げ、本件の趣旨説明とさせていただきます。よろしくお願いいいたします。

福田晃悦議長 説明を終わります。

(質 疑)

福田晃悦議長 これより、本案に対する質疑を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(委 員 会 付 託 省 略)

福田晃悦議長 お諮りします。

本案につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略することに決しました。

(討 論)

福田晃悦議長 これより、本案に対する討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

中谷松助議員 はい。

福田晃悦議長 3番 中谷松助君。

中谷松助議員 私は発議第4号 学校給食の無償化制度の構築を求める意見書について、賛成の立場から討論を行います。

日本国憲法第 26 条には、「義務教育はこれを無償とする」と書いてあります。
しかし未だに食育の方の給食費は無償となっていません。

現在、長引くコロナ禍、食料品等の物価高騰の中、経済的に苦しい状況にある保護者の方も少なくありません。今こそ学校給食の無償化が切に求められているところでもあります。

財源は戦争を呼び込むミサイルを買うのではなくて、給食にまわしていただき、国におかれましての学校給食の無償化を求める意見書の提出には、賛成とさせていただきます。

議員各位におかれましては、大いなるお声上げを賜りますようお願いを申し上げます。私の賛成討論といたします。

ありがとうございます。

福田晃悦議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 討論を終結します。

(採 決)

福田晃悦議長 これより、採決します。

本案の採決は、起立によって行います。

それでは、議員提出 発議第 4 号 学校給食の無償化制度の構築を求める意見書についてを採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 10 名)

福田晃悦議長 起立全員。

よって、本案は原案のとおり、可決されました。

日程第 4 議員の派遣について

福田晃悦議長 次に、議員派遣についてを、議題とします。

お手元に配付のとおり、地方自治法第 100 条第 13 項及び会議規則第 129 条の

規定により、議員を派遣することにしたいと思います。

期間は令和6年1月15日から17日までの3日間、茨城県笠間市及び境町を訪問し、本町が地域振興施策として計画する、アーバンスポーツ施設等の参考事例として、施設及び誘客の仕組みなどを調査することを目的に派遣するものであります。

派遣議員は、梢正美君、表谷茂浩君、中谷松助君、南正紀君、寺井強君、堂下健一君、越後敏明君、富澤軒康君、櫻井俊一君、林一夫君、そして、私、福田晃悦の11名の議員を派遣するものであります。

お諮りします。

お手元に配付のとおり、議員を派遣することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、議員を派遣することに決しました。

お諮りします。

ただ今の議員派遣について、派遣場所、派遣期間、派遣議員について変更があった場合、その決定については、議長に委任されたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、派遣場所、派遣期間、派遣議員に変更があった場合、その決定については、議長に委任されました。

日程第5 各常任委員会・議運閉会中継続審査及び調査の件

福田晃悦議長 次に、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配付のとおり、閉会中継続調査の申し出がありましたので、これを議題とします。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上のとおり決しました。

(閉 議 ・ 閉 会)

福田晃悦議長 以上をもちまして、今定例会の議事すべて終了しました。

令和5年第4回志賀町議会定例会を閉会します。

(午後2時33分 閉会)

議 長 報 告

- 1 議長報告第40号
委員会審査報告書

- 4 議長報告第41号
閉会中の継続調査について

- 5 議長報告第42号
要望・陳情書について

- 6 議長報告第43号
令和4年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書の
提出について

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

志賀町議会議長 福 田 晃 悦

志賀町議会議員 富 澤 軒 康

志賀町議会議員 櫻 井 俊 一